

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例	公 布 日	昭和33年1月4日
条例番号	昭和33年三重県条例第1号	直近改正日	平成19年12月26日
所管部局課	産用経済部ものづくり推進課	電 話 番 号	059-224-2749
条例の概要	県の設置する工業、窯業又は金属に係る試験研究機関において、設備等を使用するとき又は依頼により試験等を行うときの、使用料又は手数料の徴収に関し、必要な事項を定めるものである。	条例の種類	財産管理型 誘導型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	地方自治法第225条及び第227条の規定により特定の者のためにする事務について手数料、手数料を徴収することができ、同法第228条の規定により使用料及び手数料に関する事項は条例で定めることが必要である。依頼試験等の実施や設備等使用のために必要な経費を利用者から徴収することは受益者負担の面から見て適正であることから、条例の目的は、妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	使用料及び手数料に関する事項は、県が所有する機械、器具その他の設備を使用させる対価として徴収するものであることから、地方自治法第228条第1項の規定により、条例で定めることが必要であって、今後も公的な関与を行っていく必要がある。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	依頼試験、設備等の使用は、毎年実施している。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	使用料及び手数料に関する事項は、地方自治法第228条第1項の規定により、条例で定めることが必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第225条、第227条、第228条第1項
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	依頼試験、設備等の使用は、ものづくり中小企業等の技術開発、課題解決など技術力向上に欠くことのできない技術支援であり、県民力ビジョンと整合している。
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	地方自治法第228条第1項に基づき必要な事項を条例で定めるものあることから、廃止した場合県の行政運営に支障が生じると考える。ただし、当条例に定める別表の依頼試験項目の中には、「依頼試験の実績がない」等の理由により廃止を検討した方がよい依頼試験項目もある。

効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であつて、廃止すべき規定はない。	いいえ	当条例に定める別表の依頼試験項目の中には、「依頼試験の実績がない」等の理由により廃止を検討した方がよい依頼試験項目がある。		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であつて、追加すべき規定はない。	いいえ	新機器の導入や新たな企業ニーズに対応するため、依頼試験の項目追加や手数料、使用料の見直しの検討が必要な項目がある。		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい			
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	いいえ	料金改定が平成9年以降なされていないことから見直しの検討の必要がある。		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい			
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい			
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点検・見直し結果	理由	特記事項		見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	改正を検討する。	依頼試験手数料および設備等の使用料についてはH9年以降、料金改定が行われていないことから、企業を取り巻く環境や企業の現場の声等を踏まえつつ、料金改定を検討するとともに、実施項目について実情に応じて新設、廃止等の見直しを検討する必要があると考える。		無	無